

春日部市立小・中・義務教育学校
規模適正化に関する基本方針

令和8年2月

春日部市教育委員会

目 次

1. はじめに	1
2. 現状	2
2.1 地域との連携の現状	2
2.2 通学区域の現状	4
2.3 児童生徒数の現状	6
2.4 学校規模の現状	8
2.5 小中一貫教育の現状	10
3. 基本的な考え方	12
4. こどもたちの教育環境を第一に考えた学校規模適正化	13
4.1 適正規模の範囲	13
4.2 学校規模によるメリット・デメリット	14
4.3 学校規模適正化の必要性及び期待される効果	17
4.4 学校規模適正化を行う上での留意点	18
4.5 学校規模適正化の方針	19
5. まちづくりとしての学校規模適正化	20
5.1 学校施設の役割	20
5.2 学校施設の跡地活用	21
5.3 耐震対策・長寿命化対策	22
6. 魅力ある学校づくりとしての学校規模適正化	24
6.1 地域と連携した特色ある学校づくり	24
6.2 教職員の指導力向上・研修体制の充実	25
7. 今後に向けて	26
7.1 学校規模適正化を推進する上での課題	26
7.2 春日部市小・中・義務教育学校規模適正化の推進	26

1. はじめに

本市では、昭和40年代から50年代にかけて、児童生徒数の増加に対応するため、次々と小学校や中学校が整備され、現在は小学校22校、中学校11校、義務教育学校1校となっている。しかし、近年は、少子化の進行により、児童生徒数が減少しており、特に市周辺部で小規模化した学校が増えている。

このような児童生徒数の減少や小規模校の増加は全国的な傾向であり、学校の活力や教育効果を維持する上でさまざまな課題が生じている。このため、多くの自治体で、こどもたちにとってよりよい教育環境を整備しようと、通学区域の変更や学校の統廃合を含めたさまざまな取組がなされている。

本市においては、今後さらに児童生徒数が減少していくことが予想されることから、こどもたちの教育環境を第一に考え、最良の教育環境を整えるべく、市域全体の学校規模適正化に関する調査、研究及び検討を行うため、令和5年6月、市長部局との連携を図る検討組織として、「春日部市学校再編推進委員会」（以下「推進委員会」という。）を設置した。また、令和6年3月、教育委員会内部の検討組織として「春日部市学校規模適正化計画検討委員会」（以下「検討委員会」という。）を設置した。

令和5年度から令和6年度にかけて、推進委員会、検討委員会において、現在の学校を取り巻く環境や、学校施設の老朽化等の調査、検討を行った。また、市内各学校に設置された学校運営協議会の機会を捉え、本市の現状や児童生徒数の減少、学校の小規模化によって生じる課題などについて情報共有を行った。さらに、市内各学校の置かれている現状を考慮し、こどもたちの教育環境を第一に考えた新たな方向性を定めるため、平成25年9月に策定した「春日部市小中一貫教育及び学校再編に関する基本方針」（以下、「旧基本方針」という。）の改定について検討を行った。

旧基本方針を改定するにあたり、市全体における学校規模の適正化について、長期的な方向性を定めることとし、令和6年度に「春日部市立小・中・義務教育学校規模適正化に関する基本方針」（以下、「新基本方針」という。）の案を作成した。これを踏まえ、令和7年度に、春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校学区審議会での審議、市民意見提出手続の実施を経て、新基本方針を策定した。

2. 現状

2.1 地域との連携の現状

①こどもと地域との関係

地域の子どもは地域で学び、地域で育てる環境づくりを基本に、自治会や子ども会などのコミュニティ活動と通学区域の整合性を保ち、こどもの健全育成を図るとともに、学校、家庭、地域社会の協力関係を築いている。

各学校においては地域の伝統文化への参加、文化祭、羽根突き大会等のイベントへの参加など地域と一体的な取組を行っている。

取組の例として、南桜井小学校の児童による西金野井神社で行われる獅子舞への参加や、飯沼中学校の生徒による学区内で行われる納涼祭の手伝い、豊野中のボランティア部による地域の活動へのボランティアでの参加、東中学校の吹奏楽部による地区文化祭での演奏や、生徒による運営の手伝いなどを行っている。

また、地域の方を講師として招聘し、大凧について学んだり、稲刈り体験活動を行ったりもしている。

このように、市内小中学校及び義務教育学校の児童生徒が地域に積極的に参加し地域との連携を深めている。



②学校と地域との関係

学校は地域社会と深い結びつきを持ち、地域の精神的・文化的・社会的拠点としての歴史や背景があるだけでなく、まちづくりの拠点や災害時の避難場所としての機能も持っている。また、こどもの安全を守るということに関しても、地域の協力が欠かせないことから、PTA・学校応援団など地域と学校が連携して活動を行える環境を維持・発展させる取組が行われている。

一例として、幸松地区の「少年を守る会」では、幸松小・小淵小・牛島小・東中学区の地域の方々と教職員・PTAの方々・自治会長など、地域の代表者が集まり、見守り活動を行うなど、児童生徒の安全を地域全体で見守っている。

また、武里地区では武里小、正善小、備後小、武里中学区の教職員・PTAの方々・自治会長などが集まり、春日部警察からの指導助言を受けながら、安心・安全な地域づくりのために、地区懇談会を実施している。

他にも、小学校では全校にスクールガード・リーダーを配置し、学校応援団とともに登下校時の交通安全指導を展開している。



③高校・大学との関わり

庄和地域では庄和高校を交え、小中高連絡協議会を設置し、教職員相互の授業参観や合同研修などを通して連携を深めている。

また、牛島小学校と春日部工業高校との交流事業は10年以上続いており、高校生がバドミントンなどを児童に教えてくれる機会となっている。

大学については、市内の共栄大学や、近隣の文教大学、埼玉大学、県立大学などと連携を図っている。

具体的には、大学教授を研究発表会などの講師や指導者として招聘したり、大学生による授業支援・学生ボランティアを依頼したりするなど、市内の多くの小中学校で大学との連携を深めている。

2.2 通学区域の現状

本市の通学区域については、基本的に道路・河川等の地理的状況や地域の実情等に基づき、通学時における安心・安全の確保、学校の適正規模、通学距離等を勘案し設定しており、「春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校の通学区域に関する規則」により定められている。この規則に基づき、住所地によって通学区域（以下「学区」という）を決定し、就学する学校を指定している。

ただし、春日部地域の一部の学区では、指定校以外に通学可能な選択校をそれぞれ定め、指定校以外の学校を選択できる区域（調整区域）を設定し、平成10年度から実施している。庄和地域では、就学する学校を選択できる学校選択制度を平成16年度から実施している。また、令和元年度（平成31年度）から小規模特認校制度を実施しており、義務教育学校である江戸川小中学校を小規模特認校として指定し、市内のどこからでも就学を認めている。

小学校から中学校への進学時における通学区域は、春日部地域では1校の小学校から2校以上の中学校に進学したり、1校の中学校に3校以上の小学校から進学する場合がある。また、庄和地域では、義務教育学校が1校あるほか、4校の小学校から2校の中学校への進学となり、それぞれ2校の小学校が1校の中学校に進学する。

小・中・義務教育学校 通学区域図



2.3 児童生徒数の現状

令和6年5月1日現在の市内の小・中・義務教育学校における児童生徒数及び学級数は、次のとおりである。

◆学校別児童生徒数及び学級数（令和6年5月1日現在）

小学校・義務教育学校（前期）

No	学校名	児童数	学級数	No	学校名	児童数	学級数
1	粕壁小	647(20)	21(3)	13	立野小	452(26)	16(4)
2	内牧小	467(15)	16(2)	14	宮川小	145(10)	6(2)
3	豊春小	494(30)	18(5)	15	藤塚小	299(13)	12(3)
4	武里小	482(21)	16(4)	16	小渕小	290(7)	12(2)
5	幸松小	421(20)	14(4)	17	武里南小	331(9)	12(2)
6	豊野小	293(12)	12(2)	18	武里西小	442(30)	15(5)
7	備後小	215(9)	7(2)	19	南桜井小	297(19)	12(3)
8	八木崎小	638(24)	20(4)	20	川辺小	355(17)	12(3)
9	牛島小	410(18)	14(4)	21	桜川小	547(32)	18(5)
10	緑小	360(23)	13(4)	22	中野小	306(21)	12(4)
11	上沖小	742(29)	24(4)	23	江戸川小中 (前期)	129(7)	6(1)
12	正善小	361(12)	12(2)				
合 計						9,123(424)	320(74)

中学校・義務教育学校（後期）

No	学校名	生徒数	学級数	No	学校名	生徒数	学級数
1	春日部中	796(15)	22(3)	7	緑中	225(14)	7(2)
2	東中	582(14)	16(3)	8	大增中	274(18)	9(3)
3	豊春中	348(27)	9(4)	9	春日部南中	433(13)	12(2)
4	武里中	460(12)	13(2)	10	葛飾中	506(23)	14(4)
5	大沼中	601(12)	16(3)	11	飯沼中	346(19)	11(3)
6	豊野中	431(9)	13(2)	12	江戸川小中 (後期)	62(2)	3(1)
合 計						5,064(178)	145(33)

注1) ()は児童生徒数、学級数ともに特別支援学級で外数である。

前記のとおり、児童生徒数及び学級数には学校によってかなりの差があり、義務教育学校を除くと最大規模の小学校は、上沖小学校で、児童数771人、学級数28学級である。また、最小規模の小学校は、宮川小学校で、児童数155人、学級数8学級である。

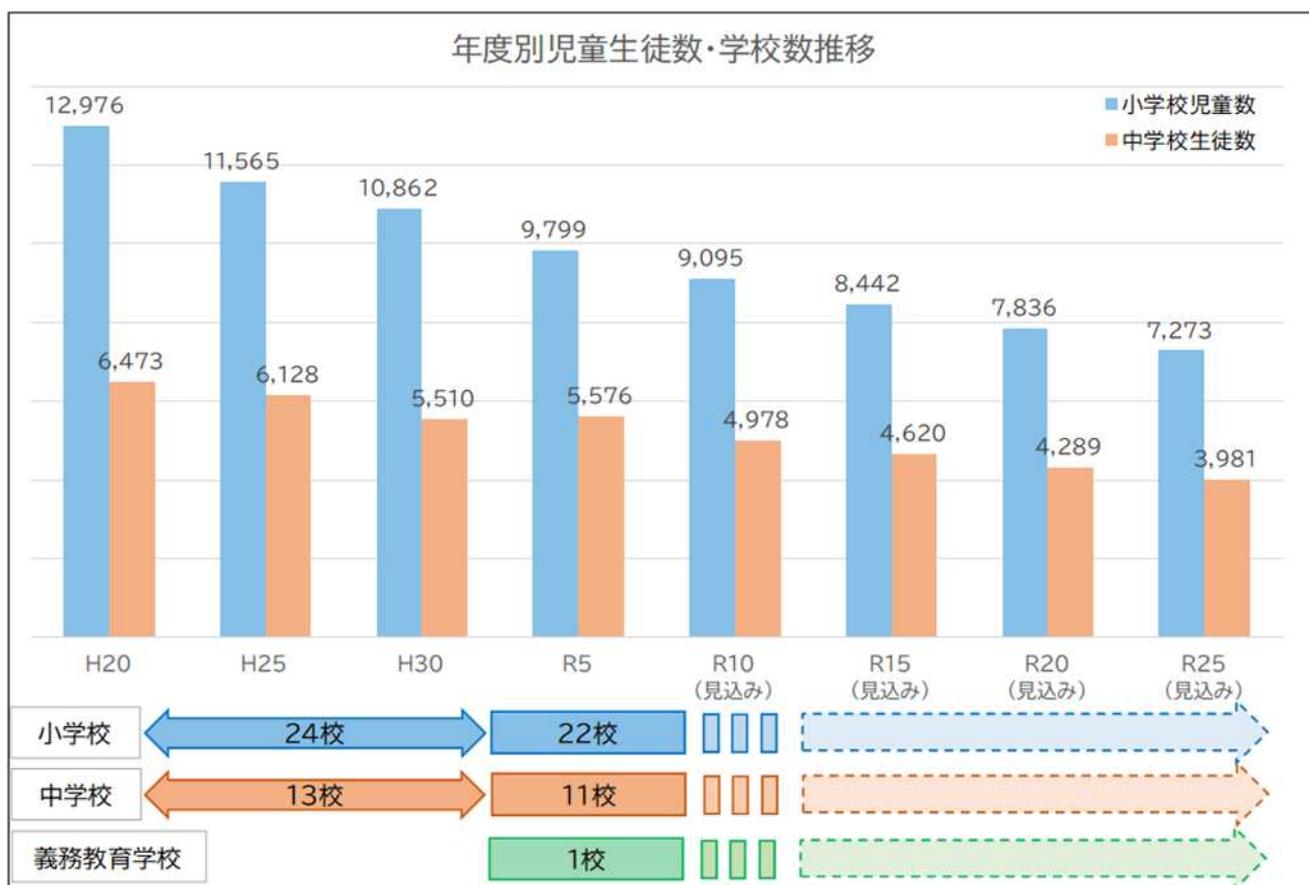
そのため、最大規模校と最小規模校との差は、児童数では616人、学級数では20学級となっている。

また、最大規模の中学校は、春日部中学校で、生徒数811人、学級数25学級であり、最小規模の中学校は、緑中学校で、生徒数239人、学級数9学級である。

そのため、最大規模校と最小規模校との差は、生徒数では572人、学級数では16学級となっている。

なお、本市の児童生徒数の推移をみると、児童数は昭和57年の26,733人、生徒数は昭和62年の13,972人をピークに減少しており、令和6年5月1日現在では、児童数は9,547人でピーク時の35.7%、生徒数は5,242人でピーク時の37.5%であり、児童生徒数共にピーク時の半分以下になっている。

現在、小中学校の児童生徒数の減少は、やや緩やかになっているものの、今後の見通しでは、令和11年度において、児童数8,942人、生徒数4,972人と推計される。



2.4 学校規模の現状

本市の学校規模は、小学校では、昭和60年度に過小・小規模学校が2校、全体の8%であった。平成15年度に武里団地内の児童の減少により4校を廃止し2校の新設を行い、平成31年度には義務教育学校新設に伴い2校を廃止したが、令和6年度では2校、全体の8%となっている。5年後には3校、全体の13%に増加すると見込まれ、大半が適正規模ではあるものの、全学年単学級の過小規模校もある。

中学校では、昭和60年度に過小・小規模学校が1校、全体の8%であった。平成31年度には義務教育学校新設に伴い1校を廃止したが、令和6年度では、4校、全体の36%と大幅に増加している。

義務教育学校については、庄和北部地域の児童生徒数の減少に伴い、小学校2校、中学校1校を廃止し、平成31年度に1校を新設した。なお、当該義務教育学校は小規模特認校として運営している。

◆学校規模の定義（小中学校とも同様）

学級数	6学級以下	7～11学級	12～24学級	25～30学級	31学級以上
規模	過小規模校	小規模校	適正規模校	大規模校	過大規模校

(参考：学校規模に関する関係法令)

学校教育法施行規則（昭和22年文部省第11号）

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令

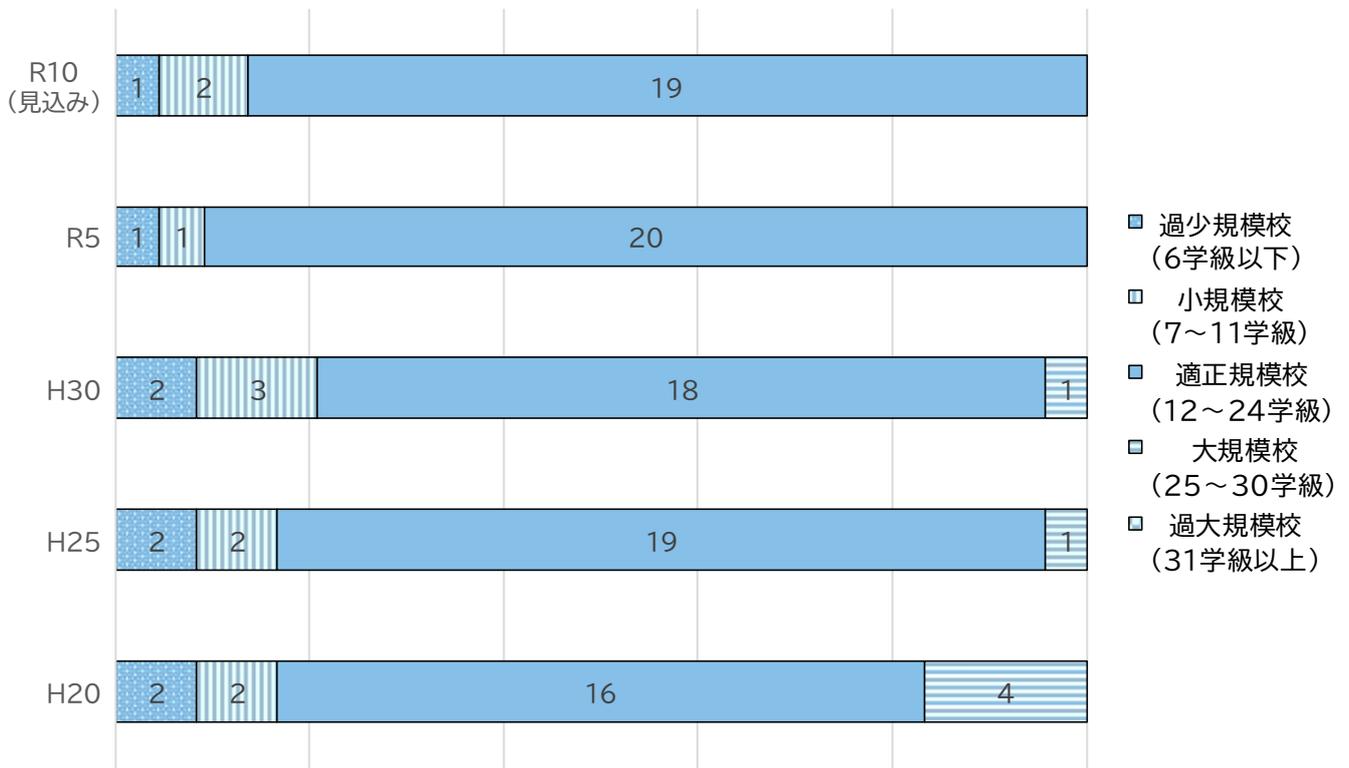
(昭和33年政令第189号)

◆春日部市の学校規模の内訳（令和6年5月1日現在）

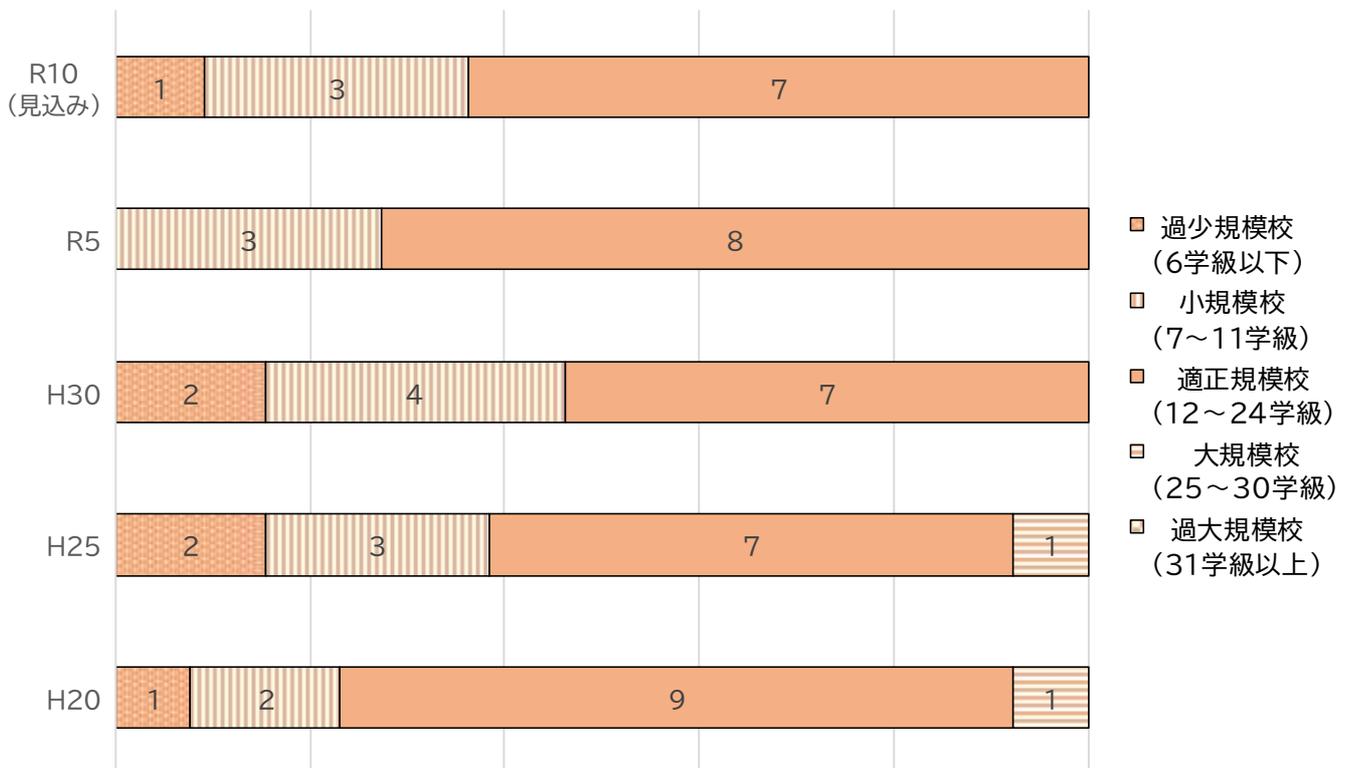
(校)

	小学校	中学校	義務教育学校	計
過小規模校	1	0	0	1
小規模校	1	4	1	6
適正規模校	20	7	0	27
大規模校	0	0	0	0
過大規模校	0	0	0	0
計	22	11	1	34

規模別学校数推移(小学校)



規模別学校数推移(中学校)



2.5 小中一貫教育の現状

平成27年の学校教育法の改正等により小中一貫教育が制度化され、義務教育学校制度により教育主体・教育活動・学校マネジメントの一貫性を確保した取組が容易になるなど、全ての教職員が義務教育9年間に責任を持って教育活動を行う小中一貫教育の取組を継続的・安定的に実施できる制度的基盤が整備された。

本市では、平成29年度より3年間「1中学校区1小学校」という関係である立野小学校と大增中学校において、県教育委員会の「生徒指導における小中一貫推進モデル事業」の指定を受け、生徒指導における小中一貫教育の研究を進めた。

平成31年度には、宝珠花小学校、富多小学校、江戸川中学校を統合し県内初の義務教育学校「江戸川小中学校」を開校した。令和6年度で開校から6年目になり、義務教育9ヵ年を見通したカリキュラムによる小中一貫教育を行っている。

①市内小中学校における現状

～江戸川小中学校による小中一貫教育の取組例～

【児童生徒の交流例】



②小中一貫教育のねらい

小学校から中学校に進学したときの、いわゆる「中1ギャップ」と呼ばれる学校生活への不適応状態が課題として存在する。その解消が義務教育9年間における喫緊の課題となっている。

そこで、中1ギャップの解消をねらいとして、こどもの発達段階や学習の系統性という観点で9年間を見通した教育課程による、学び（学習面）と育ち（生活面）の連続性を重視した小中一貫教育に期待が寄せられるようになった。目指す児童生徒像や

重点目標の達成に向け、小・中学校教職員が相互に情報を共有しながら、連携して取り組むことにより、確かな学力と豊かな心の育成への効果が期待できる。

このことについては、中央教育審議会作業部会においても「小中連携、一貫教育を推進する全国の小中学校及び市町村の主体性と創意工夫が発揮されることにより、小中学校教育が活性化し、教育内容や指導方法の充実が図られることで義務教育期間全体として教育の質が向上し、義務教育の目的、目標に掲げられているような資質や能力、態度をより良く養うことにより、こどもたちがこれからの社会をたくましく生き抜いていくための力をよりよく身に付けていくことを期待する。」と示されているところである。

3. 基本的な考え方

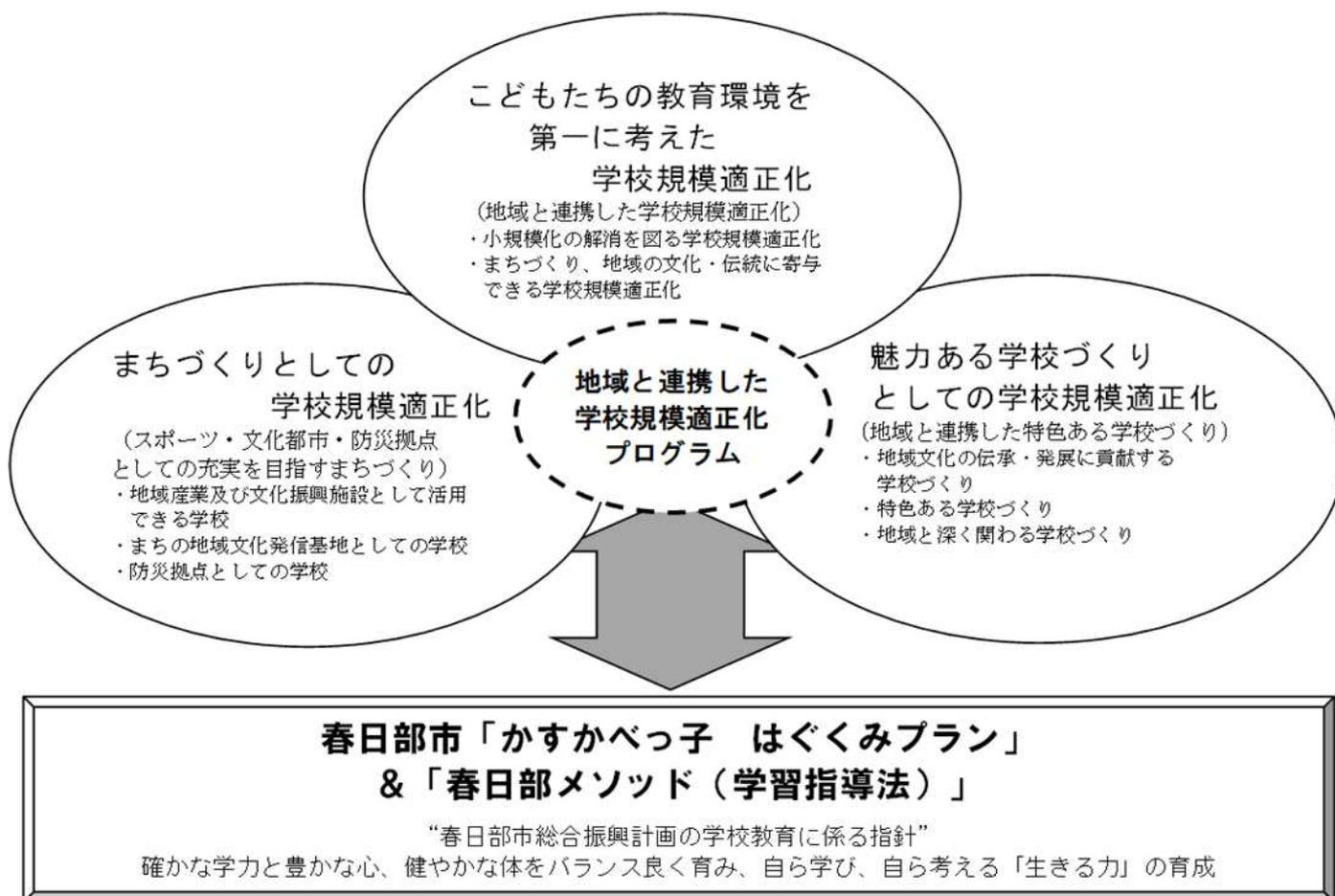
「春日部市が目指す、地域と連携した学校規模適正化プログラム」

春日部市教育委員会では、確かな学力と豊かな心、健やかな体をバランスよく育み、自ら学び、自ら考える「生きる力」を育成することを狙いとした「かすかべっ子 はぐくみプラン」を策定し、特色ある教育を推進している。

また、「伝えあい 学びあい 育ちあい 思いあいがうれしい教室 うれしい学校」を合言葉に、交流を通して、こどもたちに友だちと学ぶことの喜びを味わわせるとともに、春日部市の学校教育の基本姿勢である「春日部メソッド」を推進している。

現在、市内の小・中・義務教育学校では、「かすかべっ子 はぐくみプラン」と「春日部メソッド」の推進にあたり、公立学校の強みは地域とともにあることを掲げ、さまざまな場面で地域との連携を進めている。

そのため、学校規模適正化について考える際には、地域を起点とした発想が必要となる。



4. こどもたちの教育環境を第一に考えた学校規模適正化

4.1 適正規模の範囲

学校は、こどもたちが知識や学力、体力を身に付けるとともに、集団の中で豊かな人間関係を築き、切磋琢磨しながら自主・自立性を育てていく場である。発達段階におけるこどもの人格形成面においても、学校でのグループ活動や部活動、学校行事などを通して社会性を育むことが求められている。

このような、こどもたちにとって望ましい教育環境を整えるためには、一定の集団規模、学校規模が必要であると考えられる。学校の小規模化、大規模化には、後述するさまざまなメリット・デメリットが生じることから、教育効果の最大化、課題の最小化を図るためにも、適正規模での教育環境で、こどもたちが活動できる必要がある。

そこで、学校規模のメリットやデメリットを考慮し、特色ある教育効果が得られる学校規模を「適正規模」とし、国の「適正規模」基準を参考に次のように定め、これを目指すものとする。

◆学校規模の定義（小中学校とも同様とする）

学級数	6学級以下	7～11学級	12～24学級	25～30学級	31学級以上
規模	過小規模校	小規模校	適正規模校	大規模校	過大規模校

(参考) 学校規模に関する関係法令

◇学校教育法施行規則（昭和22年文部省第11号）

第41条 小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りではない。

第79条 第41条から（中略）第68条までの規定は、中学校に準用する。（後略）

◇義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令（昭和33年政令第189号）

第4条 法第3条第1校第4号の適正な規模の条件は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 学級数がおおむね 12学級から18学級までであること。

(2) (略)

2 5学級以下の学級数の学校と前項第1号に規定する学級数の学校とを統合する場合においては、同項同号中「18学級」とあるのは、「24学級」とする。

4.2 学校規模によるメリット・デメリット

こどもたちにとって望ましい教育環境を整えるにあたり、学校では、社会性や協調性を培い、人間関係を築くことができる環境や、安心安全に、学習活動や学校行事を実施できる活動場所の確保等が必要であると考えられる。

望ましい教育環境を確保し、適正規模を目指すにあたり、小規模校や大規模校において考えられるメリット・デメリットを次のとおり整理した。

◆小規模校のメリット・デメリット

メリット	デメリット
<p>【児童生徒】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員が児童生徒一人ひとりの特性や家庭環境などを十分に把握した指導ができる ・授業や運動会、文化祭などの学校行事で児童生徒の活躍の場が豊富である ・児童生徒、教員、保護者のそれぞれがお互いをよく知り、結びつきが深い ・教材教具の割り当てが多い ・運動場や特別教室など学校施設を、余裕をもって使用できる <p>【学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校外学習などで児童生徒の行動を掌握しやすい ・教職員の人数が少ないため、指導方針や校務などについて、共通理解が得やすい ・学校全体の運営を考えての協力体制がとりやすい <p>【保護者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PTA活動などに参加する機会が多くなり、一人ひとりの参加意識が高くなる 	<p>【児童生徒】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒数の減少が進むと、複式学級となり、学年に応じたきめ細かな指導時間の確保が減少する可能性がある ・教職員一人あたりの校務の量が多くなり、子どもたちに対する、きめ細かな指導ができなくなる恐れがある ・教職員が児童生徒に対して過保護になりすぎる場合がある ・児童生徒間の交流が限られているため、適度な刺激や切磋琢磨の機会が少ない ・成績が序列化しやすく、新たな意見を出し挑戦しようとする意欲が低下しやすい ・学級編成が固定化しているため、人間関係の固定化や序列化を招く恐れがある ・いじめなど人間関係に破綻が生じると、修復が困難になりやすい ・運動会など全校一体となった活動がスケールの小さいものになる ・学習活動において多様なグループ分けが難しい ・生徒会活動や部活動などに制限が加わる

	<p>【学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教員の教材研究や指導方法について連携が図りにくく、単独で取り組む状況になりやすい ・教員数が少ないため、出張や研修などの調整が困難である ・緊急時などにおいて十分な対応が難しい <p>【保護者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・P T A活動に伴う保護者の役割分担の負担が大きい
--	---

◆大規模校のメリット・デメリット

メリット	デメリット
<p>【児童生徒】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多数の集団の中で、認め合い、協力し合い、高め合うことで成長する ・運動会、文化祭などで多様な種目や演目の設定が可能となり、活気あふれるものとなる ・部活動での選択の幅が広がる ・効果的なクラス替えが可能であり、新たな価値観や人間関係の形成に寄与する ・児童生徒間の役割が固定しない ・教員数が多くなり、指導体制が充実し、多様な教育が展開できる <p>【学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多くの教職員によって校務分掌を分担できるので、組織的・機能的な運営が可能である ・学年や教科で複数の教員がいるため、教員間での研修が行いやすく、教員の資質向上に役立つ ・緊急時における支援体制がとりやすく、マン 	<p>【児童生徒】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の教材・教具などの使用頻度が十分に確保できない。 ・特別教室、体育館、運動場、プールなどの割り当てに余裕がない ・集団に埋没し個性を発揮できない児童生徒が出てしまうことがある ・児童生徒一人ひとりが活躍する場が少ない ・同学年内での結びつきが中心となり、異学年との交流が希薄になりがちである <p>【学校】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員の人数が多くなることにより、相互の意思疎通を欠き、学校運営における共通認識を確立しにくい ・学年内で対応が多くなり学校としての統一性を欠く可能性がある ・人気のある部活動に集中し、部活動の指導が困難になる事もある

<p>パワーによる柔軟な対応ができる</p> <p>【保護者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ P T A活動などにおいて、役割分担により、保護者の負担を分散しやすい。また、予算・人員面から多様な活動が可能となる 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生徒指導上の問題が複雑化する <p>【保護者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ P T A活動などで活動に無関心な保護者が出やすい
---	--

4.3 学校規模適正化の必要性及び期待される効果

学校規模の大小によるメリットやデメリットはさまざまであるが、特に本市の小規模校においては、メリットを生かしつつ、デメリットを補うよう、最大限の教育効果となるよう、試行錯誤を重ねながら、教育活動を行っている。

しかしながら、全国的な少子高齢化により、児童生徒数は減少傾向にあり、本市においても、更なる児童生徒数の減少が見込まれ、学校の小規模化が加速する恐れがある。学校の活性化を図るとともに、教育効果をより高めるためには、学校の小規模化によるデメリットの解消をはじめ、こどもたちにとって最良の教育環境を整えるべく、基本的な方向性や、長期的な方策などについて検討を行う必要がある。

学校規模適正化を進めるにあたって、期待される効果を次のとおり整理した。

◆学校規模適正化を進めることにより期待される効果

- ・クラス替えが新たな気持ちで取り組む機会となり、学ぶ意欲を高めたり、能力や個性を發揮できたりするようになる
- ・さまざまな友達とかかわることで互いに切磋琢磨し、刺激し合うことができる
- ・クラスの人数が増えることで、さまざまな立場の意見に触れることができる
- ・児童生徒の人間関係の固定化や序列化を防ぐことができる
- ・学校行事が効果的に実施できる
- ・中学校において各教科の専門教員が適切に配置できる
- ・学年や教科で複数の教員がいるため、教員間での研修・研究が行いやすく、教員の資質向上に役立つ
- ・緊急時における支援体制がとりやすく柔軟な対応ができる

4.4 学校規模適正化を行う上での留意点

学校規模適正化を行う上では、次のことに留意する必要がある。

◆学校規模適正化を行う上での留意点

- ・経済効率のみを優先するのではなく、学校教育環境の整備・充実や魅力ある教育の創造を図るものでなくてはならない
- ・保護者や教職員、地域の方々に十分な情報提供を行い、学校規模適正化の必要性、効果や課題などについて、共通理解を得た上で合意形成を図るよう努めなければならない
- ・中心市街地と市周辺部では、さまざまな条件も異なることから、適正規模にない学校をひとまとめに扱うことなく、個々の地域事情に配慮する必要がある
- ・ただちに学校規模適正化を図ることが難しい場合もあることから、適正規模にない学校では、その規模に応じたメリットを生かすとともに、デメリットを補うに足る特色ある学校づくりや教育活動についても議論を進めていかなければならない
- ・児童生徒数の推移と将来推計を十分に考慮し、常に見直していくことが必要である
- ・通学距離・通学時間や通学路の安全確保に十分配慮する必要がある
- ・児童生徒の学習環境が変わることについての十分な配慮や手立てが必要である
- ・保護者や教職員、地域との関係を再構築し、相互の連携・協力を深める必要がある
- ・こどもと地域、学校と地域のつながりや連携が損なわれるなどの弊害が生じないように配慮する必要がある
- ・統廃合により学校規模適正化を図る場合、跡地利用の問題を含め、まちづくりに関わる要素も多いことから、教育委員会だけでなく、市長部局と連携して取り組むことが必要である

4.5 学校規模適正化の方針

学校規模適正化にあたっては、各学校の規模、今後の児童生徒数の推移、通学区域、地域コミュニティ、学校施設の状況等を複合的に検討する必要がある。

また、新たな宅地開発や少子化の影響により、地域や学校間で学校規模が異なっており、児童生徒の教育環境に差が生じている。

そこで、前項の留意点を踏まえ、学校規模適正化の方針を次のように定める。

◆学校規模適正化の基本方針

- ・学校規模適正化にあたっては、当該地域又は通学区域に、区・自治会、学校関係者、保護者などの代表者で構成される検討組織を設置し、それぞれの立場から「児童生徒にとって望ましい教育環境を目指す」「地域のまちづくりを考える」という視点で協議を行い、合意形成を図った上で進めていく
- ・複式学級など、教育上望ましくない環境となる可能性が見込まれる場合には、早急に対応を検討する
- ・通学区域の変更は、学区審議会において、地域のまとまりや通学距離・通学時の安全性を重視して、慎重に調査・審議を進める
- ・小規模校、過少規模校は、そのデメリットの解消に向けて、今後の児童生徒数の推計などを考慮した上で、優先的に対応を検討する
- ・適正規模校のうち、比較的規模の大きい学校等については、各学校の地域性や、今後の児童生徒数の推計などを考慮した上で、学校規模適正化の必要性や、学校施設の長寿命化を検討していく
- ・その他の学校教育に関わる施設については、公共施設マネジメントとの関連性を踏まえ、そのあり方等を個別に検討する

5. まちづくりとしての学校規模適正化

5.1 学校施設の役割

学校施設は、こどもたちにとって1日の大半を過ごす学習・生活の場であり、学校教育活動を行うための基本的な教育条件の1つである。このため、多様な学習内容・学習形態や情報化の進展などの変化に対応することができる施設環境の整備に加えて、こどもたちの学習及び生活のための空間として、豊かな人間性を育むのにふさわしく、十分な安全性、防災性、防犯性を備えるとともに、給食を提供するための衛生基準を満たした、安心感のある施設環境を確保し、環境に配慮した施設整備を行うことも重要である。

教育の質を保証し、教育水準の維持・向上を図るためには、教育の実施を支える教育環境を常に教育の場として好ましい状態に維持する必要がある。そのために、学校施設の継続的な維持・改善を行うことが必要である。

また、学校施設は、こどもたちの教育施設であると同時に、地域住民にとって最も身近な公共施設である。生涯学習、文化、スポーツなどの活躍の場として利用される地域コミュニティの拠点であるとともに、地震などの非常災害時には応急避難場所や炊き出し所として利用される地域の防災拠点としても重要な役割を担っている。

◆学校施設の役割

- ・学校施設は基本的な教育条件の1つである
- ・教育水準の維持・向上を図るためには、教育環境の継続的な維持・改善が必要である
- ・地域コミュニティの拠点、防災拠点としても重要な役割を担っている

5.2 学校施設の跡地活用

統廃合などにより使用しなくなった学校施設や土地の跡地活用については、市民共通の貴重な資産としての認識に立ち、公共施設としての利用や整備など、本市のまちづくりの視点から、より効率的な活用方法を多面的に検討する。また、学校は地域コミュニティの拠点であるとともに、地域の防災拠点でもあることから、地域の方々の活動の場として利用するなど、地域の活性化・発展のために有効な活用方法についても検討する。なお、活用にあたっては、春日部市公共施設マネジメント基本計画に基づき、民間活力の導入による売却や定期借地等も含め、効果的、効率的な活用方法を検討していく。

以下に、主な活用方法の例を示す。

◆学校施設の活用方法の例

①教育目的の公共施設としての活用

- ・図書館、郷土資料館（歴史、美術、芸能、文学等）
- ・スポーツセンター、屋内運動場
- ・教育相談センター、生涯学習推進センター、子育て支援センター など

②教育外目的の公共施設としての活用

- ・防災拠点施設
- ・特産品展示館、農産物加工施設、伝統行事記念館
- ・史跡公園
- ・道の駅
- ・芸術文化施設（音楽ホール）
- ・貸出施設（ロケ地・オフィス・イベント会場） など

③地域コミュニティ施設としての活用

- ・自治会館
- ・多世代交流施設（多目的ホール・コワーキングスペース） など

④民間分野での活用

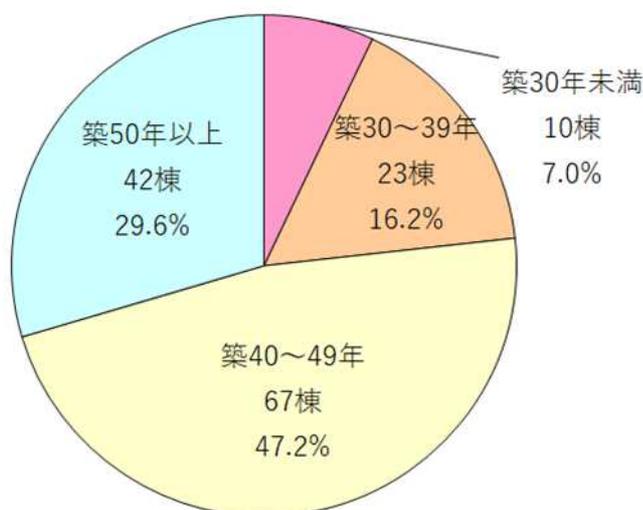
- ・障がい者・高齢者などのための福祉施設
- ・飲食施設（カフェ、レストラン）、宿泊施設（グランピング）
- ・ギャラリー、アトリエ、ミュージアム
- ・学校（大学キャンパス）
- ・工場、研究施設（食品・農業・ロボット開発・ドローン・養殖） など

5.3 耐震対策・長寿命化対策

市内小・中・義務教育学校の耐震診断及び耐震補強工事は、平成27年度までに完了しており、建物自体の安全性は確保されている。

しかし、東日本大震災においては、被災地を中心に多くの学校施設で天井材、照明器具及び外装材の落下など非構造部材の被害が発生し、一部では非構造部材の落下により負傷する人的被害が生じたほか、学校施設が応急避難場所として使用できないといった事態も発生した。このことから、学校施設は、地域コミュニティの中心であり、防災拠点の役割も果たすため、外装材などの非構造部材における耐震対策を図っていく必要がある。

◆市内小・中・義務教育学校施設の築年数（令和6年5月1日現在）



また、学校施設の多くは、昭和40～50年にかけて建築されており、約75%が建築後40年以上が経過し、老朽化や機能低下による不具合等が年々増えているため対応が必要である。

これまでは、建物や設備に不具合が生じた場合に、その都度、事後的に補修する「事後保全」を行っていたため、経年劣化による機能・性能の劣化が早く、60年程度を目安として建替えの検討をしていた。

それに対して、概ね20年ごとに計画的に中規模修繕・大規模修繕を行うことで、建物や設備に不具合が生じる前に予防的に対応する「予防保全」を行い、経年による機能・性能の劣化を抑制するとともに、省エネなどにも対応し、目標使用年数を80年程度に延ばす長寿命化を目指す。膨大な数に上る学校施設の老朽化対策について、厳しい財政状況の下、

できる限り多くの施設の安全性を確保していくためには、建替えに比べ工事費が縮減することができるだけでなく、解体による廃棄物やCO2排出が抑制されることから、長寿命化改修（大規模改修）の実施を推進する。

また、長寿命化改修は、経年劣化による原状回復することに加え、近年の多様な学習内容・学習形態に対応することや省エネルギー化及びバリアフリー化などの社会的要求に対応するための機能向上を図ることができる。

長寿命化改修を行うにあたっては、本市の公共施設全体の再編の方針や適正な維持管理のあり方などが示された「春日部市公共施設マネジメント基本計画」及び学校施設の個別計画である「春日部市学校施設長寿命化計画」に基づき、本方針の学校規模適正化と併せて施設（ハード面）整備として実施する。なお、学校規模適正化の対象となっていない学校施設についても、子どもたちの安全・安全な教育環境の確保を図っていくため、老朽化対策は必要不可欠であることから、劣化状況に応じて早急かつ計画的に長寿命化改修を実施していく。

6. 魅力ある学校づくりとしての学校規模適正化

6.1 地域と連携した特色ある学校づくり

～「公立学校の強みは地域とともにあること」～

魅力ある学校づくりのための、特色ある学校教育活動の推進には、地域の文化と結びついた取組が欠かせない。地域の文化を学力向上や生徒指導と結びつけることで、より地域に根差した教育が展開され、地域に愛され、地域の人々が誇りに思う特色ある学校づくりが推進される。まさに、「公立学校の強みは、地域とともにあること」と言える。

そこで、春日部市教育委員会では、第2次春日部市総合振興計画後期基本計画の施策『1-2-1「生きる力」を育む学校づくりの推進』における施策の取組において、特色ある学校づくりの推進を掲げている。これは確かな学力をはぐくみ、地域から誇りに思える魅力ある学校づくりのための特色ある教育活動の推進を図るものである。さらに本市独自の学校教育プランである「かすかべっ子 はぐくみプラン」において、学校が地域の実態に合わせた特色ある教育づくりを推進するため「春日部のチャレンジ8」を掲げ、取り組んでいる。

◆8つのチャレンジ

- | | | |
|-------------|------------|--------------|
| CHALLENGE 1 | 確かな学力の育成 | ～主体的な学び～ |
| CHALLENGE 2 | 英語教育の推進 | ～未来の国際人の育成～ |
| CHALLENGE 3 | 情報教育の推進 | ～1人1台端末の活用～ |
| CHALLENGE 4 | 芸術・文化活動の推進 | ～豊かな心の育成～ |
| CHALLENGE 5 | こころのサポート | ～個々への支援～ |
| CHALLENGE 6 | 食育・体育の推進 | ～健やかな身体の育成～ |
| CHALLENGE 7 | 教師の学びの支援 | ～意欲ある教師への支援～ |
| CHALLENGE 8 | 地域とともに歩む学校 | ～公立学校の強み～ |

今後は、「かすかべっ子 はぐくみプラン」の充実を図るとともに、地域との関係を深め、地域文化の伝承・振興の拠点として、地域と連携した地域づくり・学校づくりを推進していく。

6.2 教職員の指導力向上・研修体制の充実

教職員の効果的な配置改善を図るとともに、研修や支援体制の充実に努め、教職員の資質向上を図るため、教職員の指導力向上、研修体制の充実の方針を次のように定める。

◆教職員の指導力向上・研修体制の充実の方針

- ・管理職や主幹教諭、教務主任、教員を対象とした研修会などの充実
- ・学力向上を目指した授業力向上のための学校訪問指導の実施
- ・春日部市教育委員会研究委嘱事業の推進
- ・春日部市教育研究会の活動支援
- ・小中学校間の教員の人事交流の促進
- ・小中学校間での校内研修への参加や出前授業などの教員相互の交流の実施

7. 今後に向けて

7.1 学校規模適正化を推進する上での課題

学校規模適正化を推進する上では、次のような課題が想定される一方、地域によって学校を取り巻く環境が異なるため、検討段階において、各地域の特性を十分に踏まえ、的確な対応を図ることとする。

◆学校規模適正化を推進する上で想定される課題

- ・ こどもたちの学習環境が変化する
- ・ 地域の住民にとって慣れ親しんだ地元の学校への思い入れが強い
- ・ 通学距離が遠くなり、こどもたちの負担が増えたり、登下校の安全確保に不安が生じる
- ・ 学校、地域（自治会）、保護者などの連携が重要となる
- ・ 保護者や学校と地域との関係を再構築しなければならない
- ・ 小中一貫教育の場合、9年間を見通した一貫した指導を推進するためには、あらかじめ組み合わせる小中学校が連携していないと難しい

7.2 春日部市小・中・義務教育学校規模適正化の推進

学校規模適正化にあたっては、こどもたちの教育環境を第一に考え、最良の環境を整えるため、将来の児童生徒数の動向を踏まえた適正な学校規模、学校数、また、学校施設の老朽化や地域の状況などを踏まえ、検討していくことが必要である。

春日部市立小・中・義務教育学校規模適正化に関する基本方針

平成25年9月

(令和8年2月改定)

発行・編集：春日部市教育委員会

春日部市中央七丁目2番地1

048-739-6801 (直通)